

10 港湾運送事業関係料金

港湾荷役（一貫・船内・沿岸・小型船）・はしけ運送・いかだ運送・輸出貨物船積の各料金については平成12年11月1日から、検数・検量・鑑定の各料金については平成18年5月15日から届出制となっている。各港湾運送事業者において本料金表と異なる料金表の届出がなされている場合は、その料金表による。

(1) 港湾荷役料金表(船内・沿岸一貫料金)

(総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く。)

一般社団法人東京港運協会

TEL 03-5444-2151

1) 適用範囲

この港湾荷役料金は、当該貨物について、接岸本船の船内荷役と沿岸荷役を同一委託者から引受けた場合又は異なる委託者からであっても当該貨物に係る接岸本船の船内荷役と沿岸荷役が同量となる引受の場合等船内荷役と沿岸荷役の荷役手配が一貫して行える場合に適用します。

2) 料金の種類及び適用方

① 基本料金

品目			金額(1トンにつき)		
			接岸本船⇄ 上屋・野積場内	接岸本船⇄ 上屋・野積場前	
ユニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実入	1,193円	1,066円	
		空	1,014円	905円	
	パレタイズ貨物・バンパック・バッグコンテナ プレスリング		2,305円	2,112円	
	ノックダウン自動車 完成車(重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)		1,803円	1,653円	
	完成車(重量5トン以上又は容積20トン以上のもの)		2,524円	2,298円	
包 装 品	袋物		3,156円	2,883円	
	バール物		3,071円	2,802円	
	カー ト ン ケ ー ス ク レ ー ト	雑貨類・機械類(1個当り5トン未満のもの)		3,460円	3,183円
		機械類(1個当り5トン以上のもの)		2,524円	2,298円
		青果類		2,594円	2,355円
冷凍品・冷蔵品			5,006円		

有 姿 貨 物	タイヤ			2,378 円	2,199 円	
	巻取紙(内地産)			1,908 円	1,706 円	
	木材	岸壁揚のもの	原木	米国材・南洋材	1,739 円	1,563 円
				北洋材	2,361 円	2,188 円
			製材	1,870 円	1,689 円	
	非鉄金属類(半製品・銑鉄・地金)			2,803 円	2,520 円	
	鋼材	一般鋼材(口径 12 インチ未満の鋼管含む)		2,700 円	2,467 円	
		鋼管(口径 12 インチ以上のもの)・コイル		2,297 円	2,100 円	
石材			2,751 円	2,556 円		
撒 貨 物	小麦・肥料原料・鉍礦石(粉)			1,861 円	1,667 円	
	鉍礦石(塊)・特殊鉍礦石			2,578 円	2,347 円	
	砂糖			2,493 円	2,312 円	

(イ) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

A 「接岸本船内⇔上屋・野積場内」の場合

(揚荷) 接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送、併付するまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。

B 「接岸本船内⇔上屋・野積場前」の場合

(揚荷) 接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。

(ロ) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

② 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種別	内容	割増率
半夜荷役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
土曜日荷役	土曜日(当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日<振替休日を含む。>がある場合における土曜日を除く。)における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

③ 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きします。

(イ) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

A 1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5パーセント

B 3,000トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の7パーセントに相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割り引きます。

(ロ) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5パーセントに相当する額を、当該引受に係る請求額から割り引きます。

A 3ヶ月以上の長期契約があること。

B 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること。

C 1回当りの荷役量が3,000トンを超えること。

④ 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

昼夜区分	1口の作業構成員数による区分 (1口1時間につき)				
	15人以下 (12人)	16人~22人 (19人)	23人~29人 (26人)	30人~36人 (33人)	37人以上 (40人)
昼間 (8時30分から16時30分まで)	54,530円	84,930円	115,350円	145,780円	171,680円
半夜 (16時30分から21時30分まで)	84,830円	132,110円	179,440円	226,770円	267,060円

本料金は、荷役開始時刻(昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分)以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は天候或いは揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30

分から 16 時 30 分までの間、半夜荷役にあつては、16 時 30 分から 21 時 30 分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

⑤ 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。(1口につき 単位：円)

昼夜区分	1口の作業構成員数による区分 (1口1時間につき)				
	15人以下 (12人)	16人～22人 (19人)	23人～29人 (26人)	30人～36人 (33人)	37人以上 (40人)
昼間 (8時30分から16時30分まで)	432,600円	673,780円	915,110円	1,156,520円	1,362,000円
半夜 (16時30分から21時30分まで)	432,600円	673,780円	915,110円	1,156,520円	1,362,000円

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(イ) 荷役手配の取消しの場合

A 昼間荷役の手配申し受け最終時刻(前日の15時)以降2時間を経過してからの取消しについては、昼間荷役の最低料金を適用します。

B 半夜荷役の手配申し受け最終時刻(当日の15時)以降の取消しについては、半夜荷役の最低料金を適用します。

(ロ) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

⑥ 分担金等

区分	金額
港湾福利分担金	各貨物(一律)1トンにつき 8円
港湾労働法関係付加金	各貨物(一律)1トンにつき 3円
労働安定基金	各貨物(一律)1トンにつき 7円

3) 消費税及び地方消費税の加算

① 料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

② 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは、1円単位に四捨五入します。

4) 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積

は 1.133 立方メートルをもって 1 トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。ただし、コンテナは実入・空とも 20 フィート型は 1 個当たり 32 トン、40 フィート型は 1 個当たり 48 トンをもってそれぞれ計算トン数とします。また、20 フィート型未満のコンテナは、20 フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35 フィート型及び 45 フィート型等は 40 フィート型と同じとします。

5) その他

- ① 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又はコンテナ出し上屋入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれらの諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金(沿岸荷役料金)のそれぞれの料金を準用します。
- ② 特殊貨物(特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等)、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役(海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等)の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- ③ 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- ④ 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は慣習によります。

(2) 港湾荷役料金表

(船内荷役料金:総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金を除く。)

一般社団法人東京港運協会

TEL 03-5444-2151

1) 適用範囲

この港湾荷役料金(船内荷役料金)は、船内荷役のみを行う場合に適用します。

2) 料金の種類及び適用方

① 基本料金

品目			金額 (1 トンにつき)	
ユニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実入	586 円	
		空	498 円	
	パレタイズ貨物・バンパック・バッグコンテナ・プレスリング		1,412 円	
	ノックダウン自動車 完成車(重量 5 トン未満かつ容積 20 トン未満のもの)		1,110 円	
完成車(重量 5 トン以上又は容積 20 トン以上のもの)		1,465 円		
包 装 品	袋物		1,885 円	
	ペール物		1,813 円	
	カートン ケース クレート	雑貨類・機械類(1 個当たり 5 トン未満のもの)		2,185 円
		機械類(1 個当たり 5 トン以上のもの)		1,465 円
		青果類		1,469 円
冷凍品・冷蔵品		3,713 円		
有 姿 貨 物	タイヤ		1,561 円	
	巻取紙(内地産)		949 円	
	木材	水落しのもの	原木	639 円
		岸壁揚のもの	原木	米国材・南洋材 902 円
			北洋材	1,574 円
		製材		1,019 円
	非鉄金属類(半製品、銑鉄、地金)		1,466 円	
	鋼材	一般鋼材(口径 12 インチ未満の鋼管含む)		1,619 円
		鋼管(口径 12 インチ以上のもの)・コイル		1,378 円
	石材		1,868 円	
撒 貨 物	小麦・肥料原料・鉍礦石(粉)		938 円	
	鉍礦石(塊)・特殊鉍礦石		1,496 円	
	砂糖		1,674 円	

(イ) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。ただし、関連事業に係

る行為は除きます。

A 揚荷の場合は、本船内の貨物をはしけ内又は岸壁上に取卸し、フックをはずすまでの作業

B 積荷の場合は、はしけ内又は岸壁上の貨物にフックをかけ、本船に積み込むまでの作業

(ロ) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

② 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種別	内容	割増率
半夜荷役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
土曜日荷役	土曜日(当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日<振替休日を含む。>がある場合における土曜日を除く。)における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

③ 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(イ) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

A 1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5パーセント

B 3,000トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の7パーセントに相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引きます。

(ロ) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5パーセントに相当する額を、当該引受に係る請求額から割引きます。

A 3ヶ月以上の長期契約があること

B 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること

C 1回当たりの荷役量が3,000トンを超えること

④ 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

昼夜区分	1口の作業構成員数による区分 (1口1時間につき)				
	9人以下 (7.5人)	10人～13人 (11.5人)	14人～17人 (15.5人)	18人～21人 (19.5人)	22人以上 (22.5人)
昼間 (8時30分から16時 30分まで)	34,030円	52,170円	70,300円	88,440円	102,060円
半夜 (16時30分から21時 30分まで)	52,940円	81,150円	109,360円	137,570円	158,760円

本料金は、荷役開始時刻(昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分)以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は天候或いは揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

⑤ 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

昼夜区分	1口の作業構成員数による区分 (1口1時間につき)				
	9人以下 (7.5人)	10人～13人 (11.5人)	14人～17人 (15.5人)	18人～21人 (19.5人)	22人以上 (22.5人)
昼間 (8時30分から16時 30分まで)	269,970円	413,880円	557,710円	701,620円	809,680円
半夜 (16時30分から21時 30分まで)	269,970円	413,880円	557,710円	701,620円	809,680円

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(イ) 荷役手配の取消しの場合

A 昼間荷役の手配申し受け最終時刻(前日の15時)以降2時間を経過してからの取消しについては、昼間荷役の最低料金を適用します。

B 半夜荷役の手配申し受け最終時刻(当日の15時)以降の取消しについては、半夜荷役の最低料金を適用します。

(ロ) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

⑥ 分担金等

区分	金額
港湾福利分担金	各貨物(一律)1トンにつき 4円
港湾労働法関係付加金	各貨物(一律)1トンにつき 1円50銭
労働安定基金	各貨物(一律)1トンにつき 3円50銭

⑦ 消費税及び地方消費税の加算

(イ) 料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しません。

(ロ) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

⑧ 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

⑨ その他

(イ) 特殊貨物(特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等)、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役(海難船・特殊船の荷役、沈木作業、防波堤外荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役等)の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

(ロ) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。

(ハ) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は慣習によります。

(3) 港湾荷役料金表

(沿岸荷役料金：総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金を除く。)

一般社団法人東京港運協会

TEL 03-5444-2151

1) 適用範囲

この港湾荷役料金(沿岸荷役料金)は、沿岸荷役のみ行う場合に適用します。

2) 料金の種類及び適用方

① 基本料金

接岸本船船側・はしけ内⇄上屋・野積場内または、上屋・野積場前

品目				金額 (1 トンにつき)		
				接岸本船⇄ 上屋・野積場内	接岸本船⇄ 上屋・野積場前	
ユニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実入		670 円	536 円	
		空		569 円	455 円	
	パレタイズ貨物・バンパック・バッグコンテナ プレスリング		1,014 円	811 円		
	ノックダウン自動車 完成車(重量 5 トン未満かつ容積 20 トン未満のもの)		788 円	630 円		
	完成車(重量 5 トン以上又は容積 20 トン以上のもの)		1,192 円	954 円		
包 装 品	袋物			1,437 円	1,150 円	
	バール物			1,420 円	1,136 円	
	カー ト ン ケ ー ス ク レ ー ト	雑貨類・機械類(1 個当り 5 トン未満 のもの)		1,457 円	1,166 円	
		機械類(1 個当り 5 トン以上のもの)		1,192 円	954 円	
		青果類		1,262 円	1,010 円	
冷凍品・冷蔵品			1,556 円			
有 姿 貨 物	タイヤ			942 円	754 円	
	巻取紙(内地産)			1,059 円	847 円	
	木 材	岸 壁 場 の も の	原 木	米国材・南洋材	929 円	743 円
				北洋材	911 円	729 円
			製材		949 円	759 円
	非鉄金属類(半製品・銑鉄・地金)			1,484 円	1,187 円	
	鋼 材	一般鋼材(口径 12 インチ未満の鋼管 含む)		1,223 円	978 円	
		鋼管(口径 12 インチ以上のもの)・コ イル		1,040 円	832 円	
石材			1,028 円	822 円		
撒 貨 物	小麦・肥料原料・鉍礦石(粉)			1,021 円	817 円	
	鉍礦石(塊)・特殊鉍礦石			1,218 円	974 円	
	砂糖			950 円	760 円	

(イ) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。ただし、関連事業に係る行為は除きます。

A 「接岸本船船側・はしけ内⇄上屋・野積場内」の場合

a 接岸本船船側⇄上屋・野積場内の場合

(揚荷) 本船船側にある貨物を、上屋・野積場内へ移送、併付けるまでの作業

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、本船船側へ移送する作業

b はしけ内⇄上屋・野積場内の場合

(揚荷) はしけ内の貨物を陸揚し、上屋野積場内へ移送、併付けるまでの作業

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、はしけ内へ移送し積付るまでの作業

B 「接岸本船船側・はしけ内⇄上屋・野積場前」の場合

a 接岸本船船側⇄上屋・野積場前の場合

(揚荷) 本船船側にある貨物を、上屋・野積場前又は貨車・トラック等の車側へ移送するまでの作業

(積荷) 上屋・野積場前又は貨車・トラック等の車側にある貨物を、本船船側へ移送する作業

b はしけ内⇄上屋・野積場前の場合

(揚荷) はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場前又は貨車・トラック等の車側へ移送する作業

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業

(ロ) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

② 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種別	内容	割増率
半夜荷役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
土曜日荷役	土曜日(当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日<振替休日を含む。>がある場合における土曜日を除く。)における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

③ 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(イ) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

A 1,000 トン以上 3,000 トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5パーセント

B 3,000 トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の7パーセントに相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割り引きます。

(ロ) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割り引きます。

A 3ヶ月以上の長期契約があること。

B 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること。

C 1回当りの荷役量が3,000 トンを超えること。

④ 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

昼夜区分	1口の作業構成員数による区分 (1口1時間につき)					
	4人~6人 (5人)	7人~9人 (8人)	10人~12人 (11人)	13人~15人 (14人)	16人~18人 (17人)	19人~21人 (20人)
昼間 (8時30分から16時30分まで)	20,550円	32,760円	45,050円	57,340円	69,620円	81,920円
半夜 (16時30分から21時30分まで)	31,890円	50,960円	70,080円	89,200円	108,300円	127,430円

本料金は、荷役開始時刻(昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分)以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は天候或いは揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

⑤ 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

昼夜区分	1口の作業構成員数による区分 (1口1時間につき)					
	4人～6人 (5人)	7人～9人 (8人)	10人～12人 (11人)	13人～15人 (14人)	16人～18人 (17人)	19人～21人 (20人)
昼間 (8時30分から16時30分まで)	162,630円	259,900円	357,400円	454,900円	552,320円	649,900円
半夜 (16時30分から21時30分まで)	162,630円	259,900円	357,400円	454,900円	552,320円	649,900円

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(イ) 荷役手配の取消しの場合

A 昼間荷役の手配申し受け最終時刻(前日の15時)以降2時間を経過してからの取消しについては、昼間荷役の最低料金を適用します。

B 半夜荷役の手配申し受け最終時刻(当日の15時)以降の取消しについては、半夜荷役の最低料金を適用します。

(ロ) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

⑥ 上屋出しコンテナ詰又はコンテナ出し上屋入れ作業料金

本料金は、次の作業を行った場合に適用します。

(イ) 上屋内(コンテナフレートステーションを含む。)の貨物をその上屋内又は戸前でコンテナに詰めるまでの作業

(ロ) コンテナ内の貨物を取り出し、上屋内(コンテナフレートステーションを含む)にはい付するまでの作業

内容	金額 (1トンにつき)
袋物・ベール物及びこれらに類似した作業能率のもの	2,473円
雑貨類・機械類(1個当たり5トン未満のもの)及びこれらに類似した作業能率のもの	2,217円
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車及び完成車、機械類(1個当たり5トン以上のもの)及びこれらに類似した作業能率のもの	1,986円

⑦ 看貫作業料金

本料金は、貨物の看貫作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。ただし、計量器使用及び検量立会人の費用については、本料金とは別に実費を申し受けます。

⑧ 仕訳作業料金

本料金は、貨物の仕訳作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の

3割とします。

⑨ はい替作業料金

本料金は、貨物のはい替作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の8割とします。

⑩ 上屋保管料金

(イ) 本料金は、船舶又は、はしけ積卸貨物を上屋その他の荷捌場において、一時保管する場合に適用します。

(ロ) 本料金表に記載のない貨物については、類似した保管内容(坪当りの収容トン数)の料金を適用します。

(ハ) 本料金の計算は、貨物搬入の日から貨物搬出の日までとします。

貨物分類	区分	
	私設上屋の場合 (1日1トンにつき)	公共上屋の場合 (1日1トンにつき)
コンテナ(野積場)	13円	9円
繊維原料類	57円	43円
青果	57円	43円
窯製品	68円	57円
その他の貨物	100円	81円

(注)1. 公共上屋の場合の上屋使用料は、条例に基づく金額を別途申し受けます。

2. コンテナについては、野積場置き料金の料金をとします。

3. 定温保管を要する貨物については、本料金の8割増、また、くん蒸を要する貨物については、本料金の2割増とします。

⑪ 分担金等

区分	金額
港湾福利分担金	各貨物(一律)1トンにつき 4円
港湾労働法関係付加金	各貨物(一律)1トンにつき 1円50銭
労働安定基金	各貨物(一律)1トンにつき 3円50銭

⑫ 消費税及び地方消費税の加算

(イ) 料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しません。

(ロ) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは、1円単位に四捨五入します。

⑬ 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数として

いる場合には、その例によります。ただし、コンテナは、実入・空とも 20 フィート型は 1 個当たり 32 トン、40 フィート型は 1 個当たり 48 トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20 フィート型未満のコンテナは、20 フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35 フィート型及び 45 フィート型等は 40 フィート型と同じとします。

⑭ その他

- (イ) 特殊貨物(特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等)、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役(長距離移送、荒天時荷役、見本採取等を伴う荷役等)の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (ロ) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (ハ) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は慣習によります。

(4) 港湾荷役料金表(総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金)

一般社団法人東京港運協会

TEL 03-5444-2151

1) 適用範囲

この港湾荷役料金(総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金)は、

① 総トン数 1,000 トン未満 500 トン以上の小型船の本船内⇄上屋・野積場内又は戸前までの荷役

② 総トン数 500 トン未満の小型船の本船内⇄上屋・野積場内又は戸前までの荷役に適用します。ただし、①及び②に該当する小型船荷役で船内荷役のみ又は沿岸荷役のみの場合は、当港において適用される港湾荷役料金(船内荷役料金)又は港湾荷役料金(沿岸荷役料金)を適用します。

2) 料金の種類及び適用方

① 基本料金

(イ) 総トン数 1,000 トン未満 500 トン以上の小型船内⇄上屋・野積場内又は上屋・野積場前

品目			金額 (1 トンにつき)		
			本船内⇄ 上屋・野積場内	本船内⇄ 上屋・野積場前	
ユニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実入	785 円	728 円	
		空	666 円	618 円	
	パレタイズ貨物・バンパック・バッグコンテナ プレスリング		1,891 円	1,754 円	
	ノックダウン自動車 完成車(重量 5 トン未満かつ容積 20 トン未満のもの)		1,481 円	1,374 円	
		完成車(重量 5 トン以上又は容積 20 トン以上のもの)	2,058 円	1,895 円	
包 装 品	袋物		2,582 円	2,386 円	
	ベール物		2,510 円	2,316 円	
	カー ト ン ケ ー ス ク レ ー ト	雑貨類・機械類(1 個当り 5 トン未満 のもの)		2,851 円	2,652 円
		機械類(1 個当り 5 トン以上のもの)		2,058 円	1,895 円
		青果類		2,109 円	1,937 円
		冷凍品・冷蔵品			4,218 円

有 姿 貨 物	タイヤ		1,968 円	1,840 円	
	巻取紙(内地産)		1,259 円	1,169 円	
	木材	岸壁揚のもの	原木	1,400 円	1,274 円
			製材	1,959 円	1,834 円
				製材	1,513 円
	非鉄金属類(半製品・銑鉄・地金)		2,258 円	2,056 円	
	鋼材	一般鋼材(口径 12 インチ未満の鋼管含む)		1,898 円	1,795 円
		鋼管(口径 12 インチ以上のもの)・コイル		1,614 円	1,526 円
	石材		2,290 円	2,150 円	
撤 貨 物	小麦・肥料原料・鉱石(粉)		1,494 円	1,356 円	
	鉱石(塊)・特殊鉱石		2,103 円	1,937 円	
	砂糖		2,070 円	1,941 円	

(ロ) 総トン数 500 トン未満の小型船内⇔上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

品目			金額 (1 トンにつき)		
			本船内⇔ 上屋・野積場内	本船内⇔ 上屋・野積場前	
ユ ニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実入	781 円	625 円	
		空	663 円	530 円	
	パレタイズ貨物・バンパック・バッグコンテナ プレスリング		1,182 円	945 円	
	ノックダウン自動車 完成車(重量 5 トン未満かつ容積 20 トン未満のもの)		918 円	735 円	
完成車(重量 5 トン以上又は容積 20 トン以上のもの)		1,388 円	1,110 円		
包 装 品	袋物		1,674 円	1,339 円	
	バール物		1,655 円	1,323 円	
	カー ト ン ケ ー ス ク レ ー ト	雑貨類・機械類(1 個当り 5 トン未満のもの)		1,698 円	1,359 円
		機械類(1 個当り 5 トン以上のもの)		1,388 円	1,110 円
		青果類		1,470 円	1,177 円
冷凍品・冷蔵品			1,812 円		

有 姿 貨 物	タイヤ			1,097 円	878 円	
	巻取紙(内地産)			1,234 円	987 円	
	木材	岸壁揚のもの	原木	米国材・南洋材	1,082 円	866 円
				北洋材	1,061 円	849 円
			製材	1,105 円	884 円	
	非鉄金属類(半製品・鋁鉄・地金)			1,729 円	1,383 円	
	鋼材	一般鋼材(口径 12 インチ未満の鋼管含む)		1,425 円	1,140 円	
		鋼管(口径 12 インチ以上のもの)・コイル		1,212 円	970 円	
	石材			1,197 円	958 円	
	撒 貨 物	小麦・肥料原料・鋁礫石(粉)			1,190 円	952 円
鋁礫石(塊)・特殊鋁礫石			1,420 円	1,136 円		
砂糖			1,106 円	885 円		

(ハ) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。ただし、関連事業に係る行為は除きます。

A 「本船内⇄上屋・野積場内」の場合

(揚荷) 本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送・はい付するまでの作業

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、本船内に積み込むまでの作業

B 「本船内⇄上屋・野積場前」の場合

(揚荷) 本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は貨車・トラック等の車側へ移送する作業

(積荷) 上屋・野積場前又は貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、本船内に積み込むまでの作業

(ニ) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合はその料金を適用し、類似した貨物がない場合は委託者と協議の上決定した料金を基本料金とします。

② 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種別	内容	割増率
半夜荷役	16 時 30 分から 21 時 30 分までの間における荷役	基本料金の 6 割増
土曜日荷役	土曜日(当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日<振替休日を含む。>がある場合における土曜日を除く。)における荷役	基本料金の 6 割増

日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の 10 割増
-----------	---------------	-------------

③ 割引料金

大口数量割引料金は、次のとおりとします。

委託者からの 1 荷役の引受において、同一貨物の量が 1,000 トン以上の場合、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額から 5 パーセントを割り引きます。

④ 分担金等

(イ) 総トン数 1,000 トン未満 500 トン以上の小型船内⇔上屋・野積場内又は上屋・野積場前

区分	金額
港湾福利分担金	各貨物(一律)1 トンにつき 8 円
港湾労働法関係付加金	各貨物(一律)1 トンにつき 3 円
労働安定基金	各貨物(一律)1 トンにつき 7 円

(ロ) 総トン数 500 トン未満の小型船内⇔上屋・野積場内又は上屋・野積場前

区分	金額
港湾福利分担金	各貨物(一律)1 トンにつき 4 円
港湾労働法関係付加金	各貨物(一律)1 トンにつき 1 円 50 銭
労働安定基金	各貨物(一律)1 トンにつき 3 円 50 銭

⑤ 消費税及び地方消費税の加算

(イ) 料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しません。

(ロ) 上記により計算された金額に 1 円未満の端数が生じたときは 1 円単位に四捨五入します。

⑥ 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は 1,000 キログラム、容積は 1.133 立方メートルをもって 1 トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。ただし、コンテナは実入・空とも 20 フィート型は 1 個当たり 32 トン、40 フィート型は 1 個当たり 48 トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20 フィート型未満のコンテナは、20 フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35 フィート型及び 45 フィート型等は 40 フィート型と同じとします。

⑦ その他

(イ) 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋

入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金(沿岸荷役料金)のそれぞれの料金を準用します。

- (ロ) 特殊貨物(特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等)、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役(海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等)の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (ハ) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (ニ) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は慣習によります。

(5) はしけ運送料金表

一般社団法人東京港運協会

TEL 03-5444-2151

1) 適用範囲

このはしけ運送料金は、港湾内又は指定区間において、はしけにより、本船船側⇄沿岸間又は、沿岸⇄沿岸間の貨物の運送を行う場合に適用します。

2) 料金の種類及び適用方

① 基本料金

品目	金額（1トンにつき）		
	港湾内運送		指定区間運送
	通常の港湾内	特定地区との間	
ユニタイズ貨物 一般包装品 有姿貨物	1,258 円	1,591 円	(イ)1,924 円 (ロ)2,258 円
撒貨物	1,135 円	1,469 円	(イ)1,802 円 (ロ)2,135 円

i 特定地区は、東京港地区の場合、隅田川勝どき橋上流、荒川葛西橋上流、豊洲運河の各地区。横浜港地区は、川崎港、根岸湾地区とします。

ii 指定区間は、(イ)東京港と横浜港、川崎港及び千葉港との間、(ロ)横浜港と千葉港との間とします。

(イ) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

A 本船船側⇄沿岸間における運送の場合

本船船側に繋留されたはしけ内においてフックをはずされた貨物を運送可能な状態に積み付けし、これを運送し、貨物揚河岸に繋留するまで、又は貨物積み河岸に繋留されたはしけに運送可能な状態に積み付けられた貨物を運送し、本船船側においてフックをかけられる状態にするまでの作業とします。

B 沿岸⇄沿岸間における運送の場合

貨物積み河岸に繋留されたはしけに運送可能な状態に積み付けられた貨物を運送し、貨物揚河岸に繋留するまでの作業とします。

なお、荷繰作業に際し、はしけを使用する場合の作業を含みます。

② 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出しこれらの金額を合算します。

種別	内容	割増率
半夜運送	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の4割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の3割増

③ はしけ内荷捌料金

本料金は、本船船側におけるはしけ内荷捌作業に適用します。

品目	金額（1トンにつき）
一般包装品	133 円
ユニタイズ貨物・有姿貨物・撒貨物	66 円

(注) 本料金は、1 はしけ内のはしけ内荷捌要員が、一般包装品にあつては2名、その他の貨物にあつては1名の場合に適用し、それぞれの人員が1名増すごとに1名につき66円増しとします。なお、本料金には、港湾荷役料金(船内荷役料金)に係る所定の割増料金を準用します。

④ 滞船料金

積載貨物トン数1トン1日につき145円とします。

ただし、本料金は貨物の積荷役日を含め4日間以内にはしけ運送が完了(はしけ繫留場所に揚荷役を完了して帰着するまで)しない場合に積荷役日から起算して5日目以降当該はしけ運送が完了するまでの間に適用します。

⑤ 最低料金

本料金は、1運送の引受量が100トンに満たない場合に適用し、当該引受量が100トンに満たない場合は、100トン分とします。

⑥ 分担金等

区分	金額
港湾福利分担金	各貨物(一律)1トンにつき 4 円
労働安定基金	各貨物(一律)1トンにつき 3 円 50 銭

⑦ 消費税及び地方消費税の加算

(イ) 料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しません。

(ロ) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

⑧ 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

⑨ その他

- (イ) 特殊貨物(海難貨物、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物等)、及び特殊運送(荒・雨・雪天時運送、防波堤外運送)の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (ロ) 委託者の要求により、はしけ封印を行った場合及びはしけ敷物等の特別の資材を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (ハ) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は慣習によります。

(6) いかだ運送料金表

一般社団法人東京港運協会 TEL 03-5444-2151

1) 適用範囲

このいかだ運送料金は、いかだ運送を行う場合に適用します。

2) 料金の種類及び適用方

① 基本料金 本船沖取一仕訳筏組

品目		金額 (1立方メートルにつき)
原木	米国材	1,083 円
	南洋材	880 円
	北洋材	1,336 円

(注) 筏に組んだ木材を、水面貯木場より掘出し、指定河岸へ曳航する作業に係る料金は、別に申し受けます。

(イ) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、本船船側の水面に取り卸された木材を筏組し曳航のうえ、水面貯木場に搬入し、筏を崩し、仕訳の上、筏組するまでの作業並びに当該筏組木材を水面貯木場より、指定河岸へ曳航するまでの作業とします。

(ロ) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

② 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種別	内容	割増率
半夜運送	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

③ 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

区分	金額 (1口1時間につき)
昼間(8時30分から16時30分まで)	30,470 円
半夜(16時30分から21時30分まで)	47,400 円

本料金は、荷役開始時刻(昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分)以降における本船入港待又は天候或いは揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

④ 分担金等

区分	金額
港湾福利分担金	各貨物(一律)1トンにつき 3円53銭
労働安定基金	各貨物(一律)1トンにつき 3円9銭

⑤ 消費税及び地方消費税の加算

(イ) 料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しません。

(ロ) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

⑥ その他

(イ) 特殊貨物(海難船に係る作業、防波堤外における作業、荒天時における作業、小径木、沈木台取、台はずし等作業困難を伴う作業、棧積・棧崩しを伴う作業等)及び雨天・雪天時における作業の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。

(ロ) 水面保管10種類以上の仕訳作業、潜水掃海作業、消毒皮剥作業、水切作業、堀・整理作業及び筏網補強作業等を行った場合は、実費を申し受けます。

(ハ) 沈木引揚用機械、浮起重機、沈木吊木台等、特別の機械又は資材を使用した場合の費用については、実費を申し受けます。

(ニ) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

(7) 輸出貨物船積料金表

一般社団法人東京港運協会 TEL 03-5444-2151

1) 適用範囲

この輸出貨物船積料金は、輸出貨物(個別運送貨物に限る。)の上屋入れより本船船側までの港湾運送を一貫して行う場合に適用します。

なお、本料金には、船積みに係る事務処理業務を含みます。

2) 料金の種類及び適用方

① 基本料金

(イ) 上屋入れよりはしけ取り・本船積の場合及び直背後上屋入れより接岸本船積の場合

品目		金額(1トンにつき)		
		上屋入れよりはしけ取り・本船積の場合	直背後上屋入れより接岸本船積の場合	
ユニタイズ貨物	パレタイズ貨物	4,701円	3,443円	
	ノックダウン自動車 完成車(重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)	4,306円	3,048円	
包装品	袋物(紙・ビニール入りのもの)	6,023円	4,765円	
	ベール物	5,735円	4,477円	
	カートン ケース	雑貨類・機械類(1個当たり5トン未満のもの)	6,060円	4,802円
	クレート	機械類(1個当たり5トン以上のもの)	5,596円	4,338円
有姿貨物	タイヤ	4,971円	3,713円	
	鋼材	一般鋼材(口径12インチ未満の鋼管含む)	5,462円	4,204円

(注)(1) 本基本料金については、委託者と協議の上、上記金額の上下5パーセント以内の金額を基本料金とすることができるものとします。

(2) 上屋入れよりはしけ取り・本船積の場合については、本料金のほかに、はしけ運送料金中のはしけ内荷捌料金を申し受けます。

(ロ) 営業倉庫河岸はしけ受けより、本船積の場合

品目	金額(1トンにつき)
繊維製品	3,161円
化学合成繊維(原料)	2,987円
缶詰	3,161円

(注)(1) 本基本料金については、委託者と協議の上、上記金額の上下5パーセント以内の金額を基本料金とすることができるものとします。

(2) 本料金が適用される場合については、本料金のほかに、はしけ運送料金中のはしけ内荷捌料金を申し受けます。

(ハ) 上屋入れよりバンニングの上、CY渡しの場合

品目	金額(1 トンにつき)
袋物・ベール物及びこれらに類似した作業能率のもの	5,520 円
雑貨類・機械類(1 個当り 5 トン未満のもの)及びこれらに類似した作業能率のもの	5,480 円
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車及び完成車、機械類(1 個当り 5 トン以上のもの)及びこれらに類似した作業能率のもの	4,632 円

(注) (1) 本基本料金については、委託者と協議の上、上記金額の上下 5 パーセント以内の金額を基本料金とすることができるものとします。

(2) 本料金は貨物の上屋入れからバンニングまでの料金であり、CY までのドレイエージ作業の費用及びバンニング時のラッシング作業の費用については、本料金のほかに実費を申し受けます。

(二) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

A 上屋入れよりはしけ取り・本船積の場合

輸出貨物を上屋戸前で受け・はしけ積みし、本船船側へ運送するまでの作業

B 直背後上屋入れより接岸本船積の場合

輸出貨物を本船直背後上屋戸前で受け・接岸本船船側へ移送するまでの作業

C 営業倉庫河岸はしけ受けより本船積の場合

輸出貨物を営業倉庫河岸ではしけ受けし、本船船側へ運送するまでの作業

D 上屋入れよりバンニングの上CY渡しの場合

輸出貨物を上屋(コンテナプレートステーションを含む)戸前で受け、バンニングの上CYへ移送するまでの作業

(ホ) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その貨物の料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

② 最低料金

本料金は、1 件の請求金額が当該貨物に係る基本料金の 1 トン分に満たない場合に適用し、1 件の請求額が 1 トン分に満たない場合は 1 トン分とします。

③ 分担金等

区分	金額			
	上屋入れよりはしけ取り・本船積の場合	直背後上屋入れより接岸本船積の場合	営業倉庫河岸はしけ受けより本船積の場合	上屋入れよりバンニングの上CY渡しの場合
港湾福利分担金	9 円 20 銭	5 円 20 銭	4 円 80 銭	4 円 80 銭
港湾労働法関係付加金	1 円 50 銭	1 円 50 銭		1 円 50 銭
労働安定基金	8 円 05 銭	4 円 55 銭	4 円 20 銭	4 円 20 銭

④ 消費税及び地方消費税の加算

(イ) 料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しません。

(ロ) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

⑤ 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

⑥ その他

(イ) 本料金を適用する作業において、半夜、土曜日及び日曜日・祝祭日に作業を行った場合は、当港で適用される港湾荷役料金(沿岸荷役料金)、はしけ運送料金及び検数料金におけるそれぞれの割増率を乗じて得た金額を別途加算し、申し受けます。

(ロ) 特殊貨物(特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物等)の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

(ハ) 次の費用については実費を申し受けます。

A 航路別(方面別)優先使用方式による公共埠頭の公共上屋に搬入された貨物を、当該埠頭内において、搬入上屋直前バース以外のバースに接岸した本船まで横持ちする場合の横持ち費用

B 上屋入れよりバンニングの上CY渡しの場合のCYまでのドレージの費用及びバンニング時のラッシングの費用

C 委託者の要求により小量貨物につき特にはしけを使用した場合の費用

D 委託者の要求により、貨物の荷造、改装、補修及び荷印の刷り込み等を行った費用

(ニ) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は慣習によります。

(8) -1 検数料金表

一般社団法人東京港運協会 TEL 03-5444-2151

一般社団法人日本貨物検数協会 TEL 03-5755-1571

1) 適用範囲

この料金は、検数作業を行う場合に適用します。

2) 料金の種類及び適用方

① 基本料金

品目		金額(一類港) (1トンにつき)	
コンテナ	実入	95.80 円	
	空	91.30 円	
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車		135.70 円	
袋物・ベール物		180.70 円	
冷凍品・冷蔵品		375.60 円	
木材	水落しもの	南洋材	100.60 円
		その他材	164.70 円
	岸壁揚のもの		
鋼管(口径 12 インチ以上)、鉄鋼・コイル		135.70 円	
一般鋼材(工場専用岸壁扱いのもの)		228.10 円	
専用船揚積貨物	コンテナ	実入	62.70 円
		空	59.80 円
	ノックダウン自動車		95.50 円
	パルプ		124.00 円
一般雑貨		267.50 円	

(注) (1) 一類港、別紙のとおりです。

(2) 木材(原木のプレスリング状態のものに限る)については、委託者と協議の上、決定した料金を基本料とします。

(3) コンテナ詰又はコンテナ出しされる貨物に係る基本料金は、次のとおりとします。

品目	金額(1トンにつき)
袋物・ベール物及びこれらに類似した作業能率のもの	349.70 円
雑貨類・機械類(1個当たり 5 トン未満のもの)及びこれらに類似した作業能率のもの	329.00 円
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車及び完成車、機械類(1個当たり 5 トン以上のもの)及びこれらに類似した作業能率のもの	309.50 円

(イ) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿・取扱数量等が類似している場合はその貨物の料金を適用し、類似した貨物がない場合は

委託者と協議の上決定した料金を基本料金とします。

② 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種別	内容	割増率
半夜荷役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

③ 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

長期大量割引

同一委託者からの同一貨物の引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該貨物の全量について基本料金の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割り引きます。

- (1) 3ヶ月以上の長期契約があること。
- (2) 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること。
- (3) 1回当りの取扱量が3,000トを超えること。

④ 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。(1口1時間につき 単位:円)

昼夜区分	金額(一類港) (1口1時間につき)
昼間(8時30分から16時30分まで)	4,557円
半夜(16時30分から21時30分まで)	7,089円

本料金は、荷役開始時刻(昼間荷役にあつては8時30分、半夜にあつては16時30分)以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は天候或いは揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。ただし、待機事由が検数事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

⑤ 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。(1口につき 単位:円)

昼夜区分	金額(一類港) (1口1時間につき)
昼間(8時30分から16時30分まで)	36,150円
半夜(16時30分から21時30分まで)	36,150円

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。ただし、これらの場合が検数事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(イ) 作業手配の取消しの場合

A 昼間作業の手配申し受け最終時刻(前日の 15 時)以降 2 時間を経過してからの取消しについては、昼間作業の最低料金を適用します。

B 半夜作業の手配申し受け最終時刻(前日の 15 時)以降の取消しについては、半夜作業の最低料金を適用します。

(ロ) 半端作業等の場合

作業開始後における中止又は少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間作業及び半夜作業の区分毎に当該作業に係る請求金額が、それぞれの最低料金額に満たない場合は、当該の最低料金を適用します。

⑥ 撒穀飼類の受渡しに係る書類作成料は、次のとおりとします。

(メイズ・マイロ・大豆・大麦)

	金額(1 トンにつき)
書類作成料	42.50 円

⑦ 分担金等

区分	金額
港湾福利分担金	各貨物(一律)1 トンにつき 40 銭
労働安定基金	各貨物(一律)1 トンにつき 35 銭

⑧ 消費税及び地方消費税の加算

(イ) 料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しない。

(ロ) 上記により計算された金額に 1 円未満の端数が生じたときは 1 円単位に四捨五入します。

⑨ 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は 1,000 キログラム、容積は 1.133 立方メートルをもって 1 トンとみなします。なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。ただし、コンテナは、実入・空とも 20 フィート型は 1 個当たり 32 トン、40 フィート型は 1 個当たり 48 トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20 フィート型未満のコンテナは、20 フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35 フィート型及び 45 フィート型等は 40 フィート型と同じとします。

⑩ その他

(イ) 特殊貨物(塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等)、雨天・雪天時作業及び特殊作業(海難船作業、防波堤外作業、荒天時作業、特殊船作業、荷印・仕訳を伴う作業等)の場合は、料金のほかに委託者と協議の上決定した金額を申し受け

ます。

- (ロ) 工場専用岸壁における検数付帯作業については、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (ハ) 出張検数を行う場合の出張費用は、実費を申し受けます。
- (ニ) 委託者の要求により、ブロックストウエージ作業、パレタイズ立会作業、輸出免状整理作業を行った場合及び特別な書類(ファイナルストウエージプラン、コンテナロードプラン、コンテナ詰証明書、輸入ポートノート等)を作成した場合は、実費を申し受けます。
- (ホ) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は慣習によります。

類似品目表

品目		類似品目	
一般雑貨	雑貨類	雑貨・パルプ及び紙類・繊維製品・缶詰・煙草・薬品類・染料及び塗料類・ゴム及びゴム製品・合成ゴム・石綿・乾燥獣皮・合板・合成樹脂(含原料)・ピッチ・化学品・竹材・食料品(含嗜好品)・アニマルボーン・コーヒー/ココアビーン・油糧種実	
	機械器具類	機械(1個当り5トン未満のもの)・器具・部品・金物製品・単車・自転車・C.K.D(1港1船積1,000トン未満)	
	窯製品類	陶磁器・タイル・ガラス・耐火レンズ・ガラス製品・板ガラス	
	油類	鉱・魚・動・植物油・油脂	
	鉱石類	鉱石(袋物)・石材	
	ソーダー類	石灰・ソーダー・アルミナ	
	繊維原料類	生糸・繭・合成繊維原料	
	屑鉄類	屑鉄(撒を除く)	
	青果類	野菜・果物(冷凍品・冷蔵品を除く。)	
	一般鋼材	一般港揚・積の鋼材(口径12インチ未満の鋼管を含む。)	
	車両・舟艇	車輛・舟艇(単体20トン未満のもの)	
	製材	製材(撒)(はしけ・岸壁取り)	
袋物・ペール物	肥料・セメント・砂糖(麻袋)・塩(すべての包装品)・飼料用ペレット・大麦・ふすま・米・雑豆・メイズ・マイロ・大豆・綿花・羊毛・麻		
ユニタイズ貨物(コンテナを除く)	パレタイズ・プレスリング貨物(1ユニット内の個数無関係のもの)、車輛・舟艇(単体20トン以上のもの)、機械(1個当り5トン以上のもの)		
鋼管(12インチ以上)	鋼管(口径12インチ以上のもの)		
鉄鋼コイル	鉄鋼コイル		
ノックダウン自動車	ノックダウン自動車(1港1船積1,000トン以上)		
コンテナ	20フィート型・40フィート型コンテナ(実入・空)(在来船扱いのもの)		
木材	水落しもの	南洋材	
		米材・その他	
	岸壁揚のもの	南用材・米材・北洋材・その他木材(製材の撒を除く。)	
冷凍品及び冷蔵品	冷凍魚・冷凍肉・その他冷凍食品(温度に関係なく適用します。)		
一般鋼材	工場専用岸壁扱いのもの		
専用船揚積貨物	コンテナ	20フィート型・40フィート型コンテナ(実入・空)(コンテナ専用船扱いのもの)	
		パルプ専用船扱いのもの	
		ノックダウン自動車専用船扱いのもの	
コンテナ詰又はコンテナ出し貨物	(A) 袋物 ペール物	多種類貨物・荷姿及びサイズの異なる貨物又は破損・汚損・危険貨物等で特に手数を要するもの コーヒー/ココアビーン・魚粉・骨粉・陶磁器・ガラス類・タイヤ・その他	
	(B) 雑貨類	(A)(C)以外の標準的作業能率のもの 一般雑貨・電気製品類・繊維製品・パイプ(口径4~8インチのもの)・青果類・オートパーツ・缶詰・機械類(1個当り5トン未満のもの)・その他	
	(C) ユニタイズ貨物類	単一貨物等定型化されている貨物で作業能率の良いもの ユニタイズ貨物・ノックダウン自動車・完成車・製材・石材・アルミインゴット・牧草・葉タバコ・機械類(1個当り5トン以上のもの)・その他	

係数適用表

(A) ALFALFA HAY CUBE	アルファルファ ヘイ キューブ	2.0
ALFALFA MEAL (P' BAG)	アルファルファ ミール(紙袋)	1.9
ALMOND SHELL MEAL	アーモンド 殻粕	1.6
ALMOND	アーモンド	1.5
ANIMAL HOOF & HORN	獣蹄、角	1.3
(B) BAMBOO BEAN	バンブービーン	1.2
BARLEY	大麦	1.2
BEET PULP PELLETT (IRAN)	ビートパルプペレット(イラン産)	1.8
BEET PULP PELLETT (USA)	ビートパルプペレット(米国産)	1.3
BEET PULP (JUTE BAG)	ビートパルプ(麻袋)	3.0
BEET PULP (BALE)	ビートパルプ(ペール)	2.5
BLACK MATPE	ブラックマツペ	1.2
BLOOD MEAL	血粉	1.5
BLUE PEA	エンドウ豆	1.2
BONE MEAL	骨粉	1.5
BONE MEAL PELLETT	粒状骨粉	1.1
BRAN	ふすま	1.8
BUCKWHEAT	そば	1.5
BUTTER BEAN	バタービーン	1.4
(C) CANARY SEED	カナリーシード	1.3
CASEIN	カゼイン	1.5
CASTOR SEED MEAL	ひま粕	1.4
CASTOR SEED	ひま種子	1.4
CASSAVA MEAL	カサバ粕	1.8
CASSAVA ROOT CHIP	カサバ根くず	2.6
CATTLE HOOF	牛のひづめ	2.8
CHARCOAL	木炭・炭	2.0
CHEST NUT	栗	1.7
CHINESE CASSAVA STARCH	中国産カサバ澱粉	1.5
COCOA BEAN	ココア豆	1.6
COFFEE BEAN	コーヒー豆	1.6
COCOON	かいこ(まゆ)	2.3
COPRA	コプラ(椰子)	2.0
COPRA MEAL	コプラ粕	1.5
CRUSHED BONE	砕骨	1.4

COTTON SEED MEAL	綿実の粕	1.3
COTTON SEED MEAL PELLETT	綿実の粕(粒状)	1.2
COTTON SEED	綿実	2.0
(D) DRUM(STEEL)	ドラム(鉄製)	11.0
DRUM(FIBER)	ドラム(ファイバー)	7.7
(F) FEATHER MEAL	フェザーミール	1.5
FEED PELLETT	飼料(粒状)	1.8
FEED SCREENING	飼料粕	1.2
FEED OATS	カラス麦	1.8
FISH MEAL(HOME MADE)	魚粉(国産)	1.4
FISH MEAL(IMPORT)	魚粉(輸入)	1.8
FLAX SEED	亜麻種子	1.3
FLOWER SEED	花種子	1.5
(G) GREEN PEAS	グリーンピース	1.2
GROUNDNUT MEAL	落花生粕	1.5
GROUNDNUT	落花生	1.6
(H) HEMP SEED	大麻種子	1.7
HOOF HORN MEAL	獣蹄角等のくず	1.4
HOP	ホップ(球果状)	2.8
(I) INDIAN KAPOK SEED MEAL	インド産カポックシード粕	1.6
(J) JUTE YARN	黄麻セソイ	3.0
(k) KAPOK SEED	カポックの種子	2.0
KAPOK SEED MEAL	カポックの種実粕	1.2
(L) LACTOSE	ラクトゼ(乳糖)	1.5
(M) MALT	麦芽(ビール麦)	1.7
MASTARD SEED	からし種子	1.3
MAIZE	とうもろこし	1.2
MAIZE COB MEAL(CHINA)	とうもろこし固形状粕(中国産)	3.3
MAIZE MEAL	とうもろこし粕	1.3
MEAT MEAL	肉粕	1.4
MEAT BONE MEAL	肉粉粕	1.2
MILK (P' BAG)	ミルク(紙袋)	1.5~1.9
MILK POWDER	粉ミルク	1.5
MILLET	もろこし類	1.2
MILLET SEED	きび種	1.3
MILO	マイロ(もろこしの一種)	1.2

MIXED ANIMAL HOOF	獣類のひずめ	2.8
(N) NIGER SEED	植物の種子	1.5
(O) OATS	えん麦	1.8
OATS HUSK	えん麦の皮	3.0
(P) PALMKERNEL MEAL	油やしの粕	1.6
PELLET	油やしの粒	1.3
POLLARD	ポラード	1.8
(R) RAPE SEED	なたね種子	1.3
RAPE SEED MEAL	なたね種子粕	1.7
RED BEAN	小豆	1.2
RICE BRAN	米ぬか	1.8
RICE	米	1.3
RICE BRAN MEAL	米ぬか粕	1.5
RYE	ライ麦	1.2
(S) SAFFLOWER SEED MEAL	紅花種子粕	1.8
SAFFLOWER MEAL	紅花粕	1.8
SAFFLOWER SEED	紅花種子	1.5
SESAME SEED	ゴマ	1.5
SEAWEED	海草	1.5
SHELLED ACORN	殻付どんぐり	1.3
SILK WORM	まゆ	1.4
SOY BEAN	大豆	1.2
SOY BEAN MEAL	大豆粕	1.5
SUNFLOWER SEED	ひまわり種子	2.0
(T) TAPIOKA (THAILAND)	タピオカ(タイ国産)	2.2
TAPIOKA FLOUR	タピオカ粉	1.3
TAPIOKA	タピオカ	1.3
TEA	茶	4.0
(W) WHEY POWDER	凝乳粉	1.8

検数に係る付帯作業等の料金について

1 (8)検数料金表2) -⑩-(ニ)に係る作業および書類作成の料金

(1) 委託者の要求による特別作業

- 1) パレタイズ立会料金……………1トンにつき 428円
- 2) ブロックストウェージ作業……………エキストラ料金

(2) 委託者の要求による特別な書類作成等の実費

- 1) 輸出免状整理料金 免状1件につき……………390円
- 2) 輸入ポートノート作成料金 1通につき……………740円
- 3) CLP作成料金 1件につき……………2,600円
- 4) CERTIFICATE(証明書)作成料金 1件につき(2通正・副)……………2,600円
1通増すごとに……………650円
- 5) ファイナルストウェージプラン及びブロックストウェージプラン作成に際して、増員を必要とする場合は、エキストラ料金を適用します。
- 6) 撒貨物(穀飼類を除く)等の本船書類整理料金……………1トンにつき 90円

2 料金表に記載のない貨物のうち、汚損・危険品の基本料金

貨物区分	金額(1トンにつき)
汚損品乙類 危険品丙類	325.80円
汚損品甲類 危険品乙類	375.60円
危険品甲類 非鉄金属	498.80円

(注) 汚損品および危険品の甲・乙・丙の分類は下表によります。

汚損品	汚損品甲類	カーボンブラック・黒鉛・生塩漬獣皮
	汚損品乙類	ソーダ灰・マグネシア・木炭・血粉・骨粉・魚粉・その他類似品
危険品	危険品甲類	火薬・爆薬・火工品・金属ナトリウム・金属カリウム・マグネシウム粉末
	危険品乙類	過酸化物質・過塩素酸塩類・二硫化炭素・硝酸アンモニア・ベンゼン・エーテル・揮発油・酒精・石油・液化アンモニア・セルロイド及び同製品・生石灰・油布紙・その他可燃性または引火性物(引火点摂氏27度以下のもの)・硫酸・硝酸・塩酸・圧縮瓦斯・その他類似品
	危険品丙類	樟脳及び同製品・ニトロ染料類・晒粉・燐火カルシウム硝石・カーバイドその他類似品ならびに甲類・乙類に属さない危険性貨物
非鉄金属	非鉄インゴットおよび電気銅	亜鉛・鉛・銅・錫・アルミ

3 割増料金

- (1) 日曜日・祝祭日の作業は基本料金、諸料金(待機料金・最低料金・エキストラ料金1)に対して、それぞれの料金の10割増しとします。
- (2) 深夜作業(21時30分から翌日5時まで)は、基本料金の13割増とします。
翌日5時以降継続して作業を行った場合も、基本料金の13割増とします。
- (3) 深夜待機料金

区分	金額（1口1時間につき）
深夜(21時30分から翌日05時まで)	10,481円

(4) 深夜最低料金

区分	金額（1口1時間につき）
深夜(21時30分から翌日05時まで)	77,200円

上記1-(1)、1-(2)-6)及び2の料金に対しては、認可料金に定められた割増料金・分担金等の規定を準用します。

料金表記載の長期大量割引について

同一委託者からの同一貨物の引受において、次のいずれにも該当する場合は、当該貨物の全量について基本料金の5パーセントに相当する額を当該引受に係る請求額から割引きます。

- (1) 3か月以上の長期契約があること。
- (2) 「1か月間に2回以上の反復継続の引受があること」とは、同一港での作業引受を基準とします。
- (3) 「1回当りの取扱量が、3,000トンを超えるもの」とは、1港1船の1作業(場所)を単位とします。
- (4) 「同一貨物」とは、(8)検数料金表の「類似品目表区分」(P.75)とします。
- (5) 料金表による協議料金及び諸料金については、割引対象外とします。

エキストラ料金

特殊な業務に従事し、トン数によって料金計算ができない場合には、下記の料金とします。

1 1人1シフト当り

昼間(8時30分から16時30分)	44,400円
半夜(16時30分～21時30分)	37,400円
深夜(21時30分～5時00分)	95,300円

(注)上記の料金に対しては、認可料金に定められた割増料金の規定を準用します。

2 1人1か月当たり

時間外を含まない場合	809,000円
時間外1時間につき	3,990円
時間外25時間以内を含む場合	891,000円

※ 消費税及び地方消費税の加算

- (イ) 料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
- (ロ) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは、1円単位に四捨五入します。ただし、免税となる取引には適用しません。

(8) -2 検数料金表

一般社団法人全日検 TEL 03-3454-4411

1) 適用範囲

この料金は、検数作業を行う場合に適用します。

2) 料金の種類及び適用方

① 基本料金

品目		金額(一類港) (1トンにつき)	
コンテナ	実入	95.80 円	
	空	91.30 円	
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車		135.70 円	
袋物・ペール物		180.70 円	
冷凍品・冷蔵品		375.60 円	
木材	水落しもの	南洋材	100.60 円
		その他材	164.70 円
	岸壁揚のもの		
鋼管(口径 12 インチ以上)、鉄鋼・コイル		135.70 円	
一般鋼材(工場専用岸壁扱いのもの)		228.10 円	
専用船揚積貨物	コンテナ	実入	62.70 円
		空	59.80 円
	ノックダウン自動車		95.50 円
	パルプ		124.00 円
一般雑貨		267.50 円	

(注) (1) 一類港、別紙のとおりです。

(2) 木材(原木のプレスリング状態のものに限る)については、委託者と協議の上、決定した料金を基本料とします。

(3) コンテナ詰又はコンテナ出しされる貨物に係る基本料金は、次のとおりとします。

品目	金額(1トンにつき)
袋物・ペール物及びこれらに類似した作業能率のもの	349.70 円
雑貨類・機械類(1個当り 5 トン未満のもの)及びこれらに類似した作業能率のもの	329.00 円
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車及び完成車、機械類(1個当り 5 トン以上のもの)及びこれらに類似した作業能率のもの	309.50 円

(イ) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿・取扱数量等が類似している場合はその貨物の料金を適用し、類似した貨物がない場合は委託者と協議の上決定した料金を基本料金とします。

② 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種別	内容	割増率
半夜荷役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
土曜日作業	土曜日(当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日(振替休日を含む)がある場合における土曜日を除く)における作業	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

③ 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

長期大量割引

同一委託者からの同一貨物の引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該貨物の全量について基本料金の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割り引きます。

- (1) 3ヶ月以上の長期契約があること。
- (2) 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること。
- (3) 1回当りの取扱量が3,000トを超えること。

④ 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。(1口1時間につき 単位:円)

昼夜区分	金額(一類港) (1口1時間につき)
昼間(8時30分から16時30分まで)	4,557円
半夜(16時30分から21時30分まで)	7,089円

本料金は、荷役開始時刻(昼間荷役にあつては8時30分、半夜にあつては16時30分)以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は天候或いは揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。ただし、待機事由が検数事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

⑤ 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。(1口につき 単位:円)

昼夜区分	金額(一類港) (1口1時間につき)
昼間(8時30分から16時30分まで)	36,150円
半夜(16時30分から21時30分まで)	36,150円

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。ただし、これらの場合が検数事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(イ) 作業手配の取消しの場合

A 昼間作業の手配申し受け最終時刻(前日の 15 時)以降 2 時間を経過してからの取消しについては、昼間作業の最低料金を適用します。

B 半夜作業の手配申し受け最終時刻(前日の 15 時)以降の取消しについては、半夜作業の最低料金を適用します。

(ロ) 半端作業等の場合

作業開始後における中止又は少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間作業及び半夜作業の区分毎に当該作業に係る請求金額が、それぞれの最低料金額に満たない場合は、当該の最低料金を適用します。

⑥ 撒穀飼類の受渡しに係る書類作成料は、次のとおりとします。

(メイズ・マイロ・大豆・大麦)

	金額(1 トンにつき)
書類作成料	42.50 円

⑦ 分担金等

区分	金額
港湾福利分担金	各貨物(一律)1 トンにつき 40 銭
労働安定基金	各貨物(一律)1 トンにつき 35 銭

⑧ 消費税及び地方消費税の加算

(イ) 料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しない。

(ロ) 上記により計算された金額に 1 円未満の端数が生じたときは 1 円単位に四捨五入します。

⑨ 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は 1,000 キログラム、容積は 1.133 立方メートルをもって 1 トンとみなします。なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。ただし、コンテナは、実入・空とも 20 フィート型は 1 個当たり 32 トン、40 フィート型は 1 個当たり 48 トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20 フィート型未満のコンテナは、20 フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35 フィート型及び 45 フィート型等は 40 フィート型と同じとします。

⑩ その他

(イ) 特殊貨物(塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等)、雨天・雪天時作業

及び特殊作業(海難船作業、防波堤外作業、荒天時作業、特殊船作業、荷印・仕訳を伴う作業等)の場合は、料金のほかに委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

- (ロ) 工場専用岸壁における検数付帯作業については、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (ハ) 出張検数を行う場合の出張費用は、実費を申し受けます。
- (ニ) 委託者の要求により、ブロックストウェージ作業、パレタイズ立会作業、輸出免状整理作業を行った場合及び特別な書類(ファイナルストウェージプラン、コンテナロードプラン、コンテナ詰証明書、輸入ボートノート等)を作成した場合は、実費を申し受けます。
- (ホ) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は慣習によります。

類似品目表

品目		類似品目
一般雑貨	雑貨類	雑貨・パルプ及び紙類・繊維製品・缶詰・煙草・薬品類・染料及び塗料類・ゴム及びゴム製品・合成ゴム・石綿・乾燥獣皮・合板・合成樹脂(含原料)・ピッチ・化学品・竹材・食料品(含嗜好品)・アニマルボーン・コーヒー/ココアビーン・油糧種実
	機械器具類	機械(1個当り5トン未満のもの)・器具・部品・金物製品・単車・自転車・C.K.D(1港1船積1,000トン未満)
	窯製品類	陶磁器・タイル・ガラス・耐火レンズ・ガラス製品・板ガラス
	油類	鉱・魚・動・植物油・油脂
	鉱石類	鉱石(袋物)・石材
	ソーダー類	石灰・ソーダー・アルミナ
	繊維原料類	生糸・繭・合成繊維原料
	屑鉄類	屑鉄(撒を除く)
	青果類	野菜・果物(冷凍品・冷蔵品を除く。)
	一般鋼材	一般港揚・積の鋼材(口径12インチ未満の鋼管を含む。)
	車両・舟艇	車輛・舟艇(単体20トン未満のもの)
	製材	製材(撒)(はしけ・岸壁取り)
袋物・バール物	肥料・セメント・砂糖(麻袋)・塩(すべての包装品)・飼料用ペレット・大麦・ふすま・米・雑豆・メイズ・マイロ・大豆・綿花・羊毛・麻	
ユニタイズ貨物(コンテナを除く)	パレタイズ・プレスリング貨物(1ユニット内の個数無関係のもの)・車輛・舟艇(単体20トン以上のもの)・機械(1個当り5トン以上のもの)	
鋼管(12インチ以上)	鋼管(口径12インチ以上のもの)	
鉄鋼コイル	鉄鋼コイル	
ノックダウン自動車	ノックダウン自動車(1港1船積1,000トン以上)	
コンテナ	20フィート型・40フィート型コンテナ(実入・空)(在来船扱いのもの)	
木材	水落としもの	南洋材
		米材・その他
	岸壁揚のもの	南用材・米材・北洋材・その他木材(製材の撒を除く。)
冷凍品及び冷蔵品	冷凍魚・冷凍肉・その他冷凍食品(温度に関係なく適用します。)	
一般鋼材	工場専用岸壁扱いのもの	
専用船揚積貨物	コンテナ	20フィート型・40フィート型コンテナ(実入・空)(コンテナ専用船扱いのもの)
		パルプ専用船扱いのもの
	ノックダウン自動車専用船扱いのもの	
コンテナ詰又はコンテナ出し貨物	(A) 袋物バール物	多種類貨物・荷姿及びサイズの異なる貨物又は破損・汚損・危険貨物等で特に手数を要するもの コーヒー/ココアビーン・魚粉・骨粉・陶磁器・ガラス類・タイヤ・その他
	(B) 雑貨類	(A)(C)以外の標準的作業能率のもの 一般雑貨・電気製品類・繊維製品・パイプ(口径4~8インチのもの)・青果類・オートパーツ・缶詰・機械類(1個当り5トン未満のもの)・その他
	(C) ユニタイズ貨物類	単一貨物等定型化されている貨物で作業能率の良いもの ユニタイズ貨物・ノックダウン自動車・完成車・製材・石材・アルミインゴット・牧草・葉タバコ・機械類(1個当り5トン以上のもの)・その他

係数適用表

(A) ALFALFA HAY CUBE	アルファルファ ヘイ キューブ	2.0
ALFALFA MEAL (P' BAG)	アルファルファ ミール(紙袋)	1.9
ALMOND SHELL MEAL	アーモンド 殻粕	1.6
ALMOND	アーモンド	1.5
ANIMAL HOOF&HORN	獣蹄、角	1.3
(B) BAMBOO BEAN	バンブービーン	1.2
BARLEY	大麦	1.2
BEET PULP PELLETT (IRAN)	ビートパルプペレット(イラン産)	1.8
BEET PULP PELLETT (USA)	ビートパルプペレット(米国産)	1.3
BEET PULP (JUTE BAG)	ビートパルプ (麻袋)	3.0
BEET PULP (BALE)	ビートパルプ (ペール)	2.5
BLACK MATPE	ブラックマツペ	1.2
BLOOD MEAL	血粉	1.5
BLUE PEA	エンドウ豆	1.2
BONE MEAL	骨粉	1.5
BONE MEAL PELLETT	粒状骨粉	1.1
BRAN	ふすま	1.8
BUCKWHEAT	そば	1.5
BUTTER BEAN	バタービーン	1.4
(C) CANARY SEED	カナリーシード	1.3
CASEIN	カゼイン	1.5
CASTOR SEED MEAL	ひま粕	1.4
CASTOR SEED	ひま種子	1.4
CASSAVA MEAL	カサバ粕	1.8
CASSAVA ROOT CHIP	カサバ根くず	2.6
CATTLE HOOF	牛のひずめ	2.8
CHARCOAL	木炭・炭	2.0
CHEST NUT	栗	1.7
CHINESE CASSAVA STARCH	中国産カサバ澱粉	1.5
COCOA BEAN	ココア豆	1.6
COFFEE BEAN	コーヒー豆	1.6
COCOON	かいこ(まゆ)	2.3
COPRA	コプラ(椰子)	2.0
COPRA MEAL	コプラ粕	1.5
CRUSHED BONE	砕骨	1.4

COTTON SEED MEAL	綿実の粕	1.3
COTTON SEED MEAL PELLETT	綿実の粕(粒状)	1.2
COTTON SEED	綿実	2.0
(D) DRUM (STEEL)	ドラム(鉄製)	11.0
DRUM (FIBER)	ドラム(ファイバー)	7.7
(F) FEATHER MEAL	フェザーミール	1.5
FEED PELLETT	飼料(粒状)	1.8
FEED SCREENING	飼料粕	1.2
FEED OATS	カラス麦	1.8
FISH MEAL (HOME MADE)	魚粉(国産)	1.4
FISH MEAL (IMPORT)	魚粉(輸入)	1.8
FLAX SEED	亜麻種子	1.3
FLOWER SEED	花種子	1.5
(G) GREEN PEAS	グリーンピース	1.2
GROUNDNUT MEAL	落花生粕	1.5
GROUNDNUT	落花生	1.6
(H) HEMP SEED	大麻種子	1.7
HOOF HORN MEAL	獣蹄角等のくず	1.4
HOP	ホップ(球果状)	2.8
(I) INDIAN KAPOK SEED MEAL	インド産カポックシード粕	1.6
(J) JUTE YARN	黄麻セソイ	3.0
(k) KAPOK SEED	カポックの種子	2.0
KAPOK SEED MEAL	カポックの種実粕	1.2
(L) LACTOSE	ラクトゼ(乳糖)	1.5
(M) MALT	麦芽(ビール麦)	1.7
MASTARD SEED	からし種子	1.3
MAIZE	とうもろこし	1.2
MAIZE COB MEAL (CHINA)	とうもろこし固形状粕(中国産)	3.3
MAIZE MEAL	とうもろこし粕	1.3
MEAT MEAL	肉粕	1.4
MEAT BONE MEAL	肉粉粕	1.2
MILK (P' BAG)	ミルク(紙袋)	1.5~1.9
MILK POWDER	粉ミルク	1.5
MILLET	もろこし類	1.2
MILLET SEED	きび種	1.3
MILO	マイロ(もろこしの一種)	1.2

MIXED ANIMAL HOOF	獣類のひずめ	2.8
(N) NIGER SEED	植物の種子	1.5
(O) OATS	えん麦	1.8
OATS HUSK	えん麦の皮	3.0
(P) PALMKERNEL MEAL	油やしの粕	1.6
PELLET	油やしの粒	1.3
POLLARD	ポラード	1.8
(R) RAPE SEED	なたね種子	1.3
RAPE SEED MEAL	なたね種子粕	1.7
RED BEAN	小豆	1.2
RICE BRAN	米ぬか	1.8
RICE	米	1.3
RICE BRAN MEAL	米ぬか粕	1.5
RYE	ライ麦	1.2
(S) SAFFLOWER SEED MEAL	紅花種子粕	1.8
SAFFLOWER MEAL	紅花粕	1.8
SAFFLOWER SEED	紅花種子	1.5
SESAME SEED	ゴマ	1.5
SEAWEED	海草	1.5
SHELLED ACORN	殻付どんぐり	1.3
SILK WORM	まゆ	1.4
SOY BEAN	大豆	1.2
SOY BEAN MEAL	大豆粕	1.5
SUNFLOWER SEED	ひまわり種子	2.0
(T) TAPIOKA (THAILAND)	タピオカ(タイ国産)	2.2
TAPIOKA FLOUR	タピオカ粉	1.3
TAPIOKA	タピオカ	1.3
TEA	茶	4.0
(W) WHEY POWDER	凝乳粉	1.8

(15) 船内荷役別掲料金表

一般社団法人東京港運協会

TEL 03-5444-2151

1) ハッチ蓋、ビーム開閉作業手伝料金(1碇泊、1船艙につき)

区分	昼間	半夜
2,000G/T 未満	5,950 円	8,370 円
2,000~4,000G/T	8,960 円	12,540 円
4,001~6,000G/T	14,940 円	20,950 円
6,001G/T 以上の一般貨物船	29,940 円	41,950 円
外航撒貨物船	35,960 円	50,330 円
スチールハッチ装備船(自動開閉式に限る)の中蓋開閉作業を行った場合	5,950 円	8,370 円

備考 イ 碇泊中船長の命令、天候、その他の事由で中間時に当該作業を行った場合は、実作業時間に対し、港湾荷役料金表(船内・沿岸一貫料金又は船内荷役料金)の待機料金相当額を申し受けます。

ロ 特殊船艙(デープタンク、冷蔵庫等)の当該作業は、実作業時間に対して港湾荷役料金表(船内・沿岸一貫料金又は船内荷役料金)の待機料金相当額を申し受けます。

ハ 本船乗組員により本作業が行われた場合は、その所要時間に対し港湾荷役料金表(船内・沿岸一貫料金又は船内荷役料金)の待機料金相当額を申し受けます。

2) スタンバイギャ-手伝料金(1碇泊、1船艙、1セットにつき)

区分	昼間	半夜
デリックの上下およびトリミング	39,800 円	59,500 円
トリミング	23,670 円	35,210 円

備考 ただし、本船乗組員により本作業が行われた場合又は中間時に当該作業を行った場合は、その所要時間に対し港湾荷役料金表(船内・沿岸一貫料金又は船内荷役料金)の待機料金相当額を申し受けます。

3) スーパーバイザー及びエキストラレバー料金(1人につき)

① スーパーバイザー

昼間	夜間
37,670 円	55,400 円

② エキストラレバー

昼間	夜間	
	半夜	後夜
32,010 円	32,010 円	36,510 円

備考 手配取消の場合は荷役開始1時間前までは本料金の6割、それ以後は10割を申し受けます。

4) フォークリフト使用料金(1台、1時間につき)

区分	昼間	夜間
2.5 トンまで	5,420 円	7,080 円

備考 イ 委託者の要求により本船艙内において使用する場合に適用します。

ロ 最低料金は4時間分を申し受けます。

ハ 2.5 トン以上のフォークリフトを使用する場合及び沖荷役に使用する場合は運搬費は実費を申し受けます。

5) 割増料金

① 深夜荷役(21時30分から4時まで)は基本料金の12割増とします。

② 港湾荷役料金表(船内・沿岸一貫料金及び船内荷役料金)2) -④、⑤の諸料金並びに別掲料金についても、日曜日・祝祭日割増(10割)、土曜日割増(6割) {当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日(振替休日を含む)がある場合における土曜日を除く。} を申し受けます。

6) 基本料金の品目に組み入れてない品目の取扱要領

品目	料金
生糸	3,315 円
飼料用ペレット(撒貨物)	1,054 円
ミール(撒貨物)	1,287 円
葉タバコ(樽物)	994 円
生ゴム	1,814 円
パルプ	1,814 円
鉄屑(含屑非鉄金属)	2,761 円
板ガラス	別途協議
舟艇	1,465 円
穀飼類(撒貨物)	948 円

7) 危険品の取扱について(1トンにつき)

危険品の取扱は次によります。ただし、分類は検数料金表の付帯作業等料金中の甲、乙、丙分類表を適用します。

甲類 5,391 円

乙類 4,182 円

丙類 2,522 円

8) 料金表の基本料金適用品目限定取扱要領

① 袋物(紙、ビニール入)の適用品目

穀飼類(紙、ビニール入)塩、砂糖(紙、ビニール入)、セメント肥料類(紙、ビニール入)、曹達類(紙、ビニール入)に限定し、その他の紙、ビニール袋物貨物(合成樹脂

等)は雑貨を適用します。

② 袋物(麻袋入)の適用品目

小麦、ミール、ビートパルプ、ふすまの袋物(麻袋入)に限定し、その他の麻袋入貨物は雑貨を適用します。

③ ベール物の適用品目

棉花、羊毛、麻類に限定し、その他のベール物は雑貨を適用します。

④ 鋼材の適用品目

鋼材の有姿貨物に限定し、包装品は雑貨類を適用します。

9) 荷繰作業料金

作業形態	料金内容
同一船艙内における作業の場合	船内荷役料金
他船艙への作業の場合	船内荷役料金+船内荷役料金
はしけ使用による作業の場合	船内荷役料金+はしけ運送料金+船内荷役料金
岸壁利用による作業の場合	船内荷役料金+沿岸荷役料金+船内荷役料金

備考 本料金は、荷繰作業を行った場合に適用します。

なお、本料金には、それぞれの作業形態に応じて、港湾荷役料金(船内荷役料金・沿岸荷役料金)、はしけ運送料金に係る所定の割増料金等を適用します。

10) 本船直移し作業料金

作業形態	区分	料金内容
甲本船から乙本船への直移し作業	両船とも 500 総トン以上の船舶である場合	船内荷役料金+船内荷役料金
	いずれか一方が 500 総トン未満の船舶である場合	船内荷役料金+(船内荷役料金×1/2)

備考 本料金には、港湾荷役料金(船内荷役料金)に係わる所定の割増料金等を適用します。

11) 荷役手配の時刻

- ① 昼間荷役の手配申し受けは、原則として前日の 15 時までとします。
- ② 夜間荷役の手配申し受けは、原則として当日の 15 時までとします。
- ③ 月曜日昼間荷役の手配申し受けは、原則として土曜日の 12 時までとします。

12) 昼間、半夜、深夜の区別

昼間 8 時 30 分より 16 時 30 分

半夜 16 時 30 分より 21 時 30 分

深夜 21 時 30 分より 4 時 00 分

(16) 沿岸荷役別掲料金表

一般社団法人東京港運協会

TEL 03-5444-2151

1) 上屋山側入出料金

上屋・野積場山側入れ又は、出し料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

車側 ←————→ 上屋・野積場内

(入) 車側にある貨物を、上屋・野積場内へ移送、はい付するまでの作業

(出) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、車側まで移送する作業

一般貨物	上屋内料金の 8 割
撒貨物	上屋内料金の 3 割

ただし、撒貨物であっても上屋内に蔵置することが原則である貨物及び屑鉄類(撒)は、一般貨物の料金を適用します。

2) トラック積卸手伝料金

本料金は、沿岸荷役料金の 2) -①-(イ)-B 及び別掲料金 1. に先行又は、後続して行われる車積、車卸作業に適用し、上屋内料金の 4 割以内とします。

(備考) 別掲 1. 2. の料金に対しては、沿岸荷役料金表の 2) -②割増料金、2) -③割引料金及び 2) 料金の適用方の規定を準用します。

3) エキストラレバー料金(1人につき)

昼間	夜間	
	半夜	後夜
32,010 円	32,010 円	36,510 円

4) 委託者の都合によりトラッククレーン等の手配を取消し、又は待機させた場合は別途実費を申し受けます。

(17) はしけ運送別掲料金表

一般社団法人東京港運協会

TEL 03-5444-2151

割増料金

- 1) 深夜荷役の場合は、基本料金 8 割増とします。
- 2) 冷凍、冷蔵品の割増は、基本料金(その他の包装品)の 7 割増とします。

(18) 筏運送別掲料金表

一般社団法人東京港運協会

TEL 03-5444-2151

堀出回漕料(1立方メートル当り)

(単位：円)

材種	南洋材	米国材	北洋材 ニュージーランド及び パイリング材含む
基本料金	303.90 円	327.90 円	372.70 円

(注)本所、砂町、八潮及び横浜貯木場への堀出回漕料は別途に申し受けます。

(19) 輸出貨物船積その他料金表

(事業者によって本料金表と異なる料金が設定されている場合があります。詳細は各事業者へお問合せください。)

京浜海運貨物取扱同業会

TEL 045-671-9825

・上屋入れよりはしけ取り本船積の場合(A)及び直背後上屋入れより接岸本船積の場合(B)

1) 貨物搬入の際にトラック業者によってトラック卸し出来ない場合、手伝料金として下記料金を別途申し受けます。

- ① 手卸の場合 1トンにつき 210円
- ② 荷役機械使用の場合 1トンにつき 126円

・上屋入れより接岸本船エプロンへ移送し本船積する場合(C)

(1トンにつき)

項目 品目	内訳			合計 船積料金
	船積料金		分担 金等	
	上屋入れより 搬出まで(a)	GO DOWN 料金(b)		
パレタイズ貨物	3,683円	1,420円	12円	5,115円
雑貨・機械類(1個 当り5トン未満の もの)	4,804円	2,190円	12円	7,006円

1) 貨物搬入の際にトラック業者によってトラック卸し出来ない場合、手伝料金として下記料金を別途申し受けます。

- ① 手卸の場合 1トンに付 210円
- ② 荷役機械使用の場合 1トンに付 126円

2) 接岸本船のエプロンへ横持ちする料金を別途申し受けます。

3) 本料金①を適用する作業において、半夜、土曜日及び日曜日・祝祭日に作業を行った場合は当港で適用される沿岸荷役料金、検数料金におけるそれぞれの割増率を乗じて得た金額を 別途加算申し受けます。

4) 作業の範囲

輸出貨物を本船直背後上屋以外の上屋戸前で受け、接岸本船船側へ移送し、エプロンで受けてから本船船側で荷渡しするまでの作業
(移送費は別途申し受けます。)

・営業倉庫河岸はしけ受けより、本船積の場合(D)

1) 貨物搬入の際にトラック業者によってトラック卸し出来ない場合、手伝料金として下記の料金を別途申し受けます。

- ① 手卸の場合 1 トンにつき 210 円
- ② 荷役機械使用の場合 1 トンにつき 126 円

庫内検量のためのはい替看貫及び記号仕訳は別途申し受けます。

・上屋入れよりバンニングの上 CY 渡しの場合 (E)

1) 貨物搬入の際にトラック業者によってトラック卸し出来ない場合、手伝料金として下記の料金を別途申し受けます。

- ① 手卸の場合 1 トンにつき 210 円
- ② 荷役機械使用の場合 1 トンにつき 126 円

・コンテナ貨物船積料金表

1) 荷主(メーカー)より直行 CFS 渡しの場合

船積事務処理費 トンにつき	1,463 円
---------------	---------

(注)一荷口の最低料金は 10,000 円を申し受けます。

2) 工場又は荷主側にてコンテナ詰めを行い 直行 CY 渡しの場合

船積事務処理費 トンにつき	1,254 円
---------------	---------

・丙種危険品輸出船積料金

(1 トンにつき)

料金の種類	内訳			合計
	船積料金	分担金等	はしけ 内荷捌料	
上屋入れより舳経由本船積の場合 (A)	7,869 円	18.75 円	283 円	8,170.75 円
直背上屋入れより接岸本船積の場合 (B)	6,250 円	11.25 円	—	6,261.25 円

1) 本料金を適用する作業において半夜、土曜日及び日曜日、祝祭日に作業を行った場合は、当港で適用される沿岸料金(雑貨)及び検数料金(雑貨)におけるそれぞれの割増率を乗じて得た金額を別途協議の上申し受けます。

2) 甲、乙種危険品輸出船積料金については別途協議の上申し受けます。

3) 貨物搬入の際にトラック業者によってトラック卸し出来ない場合、手伝料金として下記料金を別途申し受けます。

- ① 手卸の場合 1 トンにつき 210 円
- ② 荷役機械使用の場合 1 トンにつき 126 円

・検量証明書発行手数料

3通まで……………	1,105円
4通目から1枚につき……………	312円

・ **輸入貨物取扱手数料**

1) 本料金は輸入貨物に関連する諸事務行為の対価であります。

① 1トンにつき…………… 1,770円以上とします。

② 最低料金1件…………… 35,400円以上とします。

(注)CYよりのドレイエージは実費を申し受けます。

2) 動植検・食品衛生法及び薬事法並びに諸官庁届出取扱手数料

1件…………… 18,500円以上とします。

ただし、検査に要した費用は実費申し受けます。

3) 危険品及び特殊貨物については個別協議料金とします。